

平成十六年八月五日提出  
質問第五五号

基地従業員の労務管理に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

## 基地従業員の労務管理に関する質問主意書

在沖米軍基地で働く基地従業員に対する人命軽視の労務管理が大きな社会問題に発展している。

日米地位協定は、いわゆる間接雇用制度の原則を定めており、在日米軍基地内で働く基地従業員の法的雇用主は日本政府である。同時に、在日米軍基地内で働く基地従業員の労働条件等は我が国の労働関係諸法令が適用され、それによって規律されることは論を待たない。よって、在日米軍基地内で働く基地従業員に対する労務管理は我が国の労働関係諸法令や確立された労使慣行に反することではならない。

ところが、在沖米軍基地内で働く基地従業員に対し、我が国の労働関係諸法令に反するような労務管理が強行され、基地従業員の生命・身体の安全に具体的な危険を及ぼしている事案が発生していることが明るみになった。

今年五月、エクステンジサービス沖縄地域管理本部（OWEX）の管理下で、米軍嘉手納基地内の大型店舗「カテナメインストア」で働く日本人女性従業員二名が仕事中に過労で倒れた。全駐労沖縄地区本部ズケラン支部の調査によると、一人は二十代の妊婦で米国人監督者に早退を申し入れたが、「人員が足りない」として拒否され、仕事を続行したところ倒れて救急車で運ばれ、一時心肺停止の状態に陥ったが、一命

を取り留めたようだ。

もう一人の女性も脳幹出血で倒れ、入院したという。しかも、かかる労災事故が発生し、労務管理の改善が強く求められているにも係らず、同じ職場で午前零時までの残業の後、翌日六時出勤を命ぜられてたことが発覚している。

全駐労ズケラン支部は、O W E X 職場における人命軽視の労務管理の背景には、定年退職者の不補充による大幅な人員削減と就業時間の少ない常用パートの導入が進み、休憩や年休取得がままならない過重業務の押しつけがある、と指摘している。

私は、基地従業員に対する労務管理は我が国の労働関係諸法令が適用されるべきだし、我が国の労働関係諸法等が定める母性保護規定も当然に適用されるべきと考えている。政府は、現下O W E X の職場で行われている労務管理を是正させるべく速やかな対策を講ずるべきであると考えている。

よって以下、質問する。

一 政府は、全駐労沖繩地区本部から指摘されているO W E X の職場における米国人監督者の労務管理について、いかなる調査をし、いかなる調査報告が得られたのか明らかにされたい。

二 政府は、O W E X職場の労務管理の改善について、O W E X及び関係機関に対し申し入れたか、申し入れたならその内容を示して、政府の認識を明らかにされたい。

特に、今回のO W E X職場における過重労働の原因の一つに、基地従業員の就業計画が直前になって示される問題がある。就業計画は、予め月の初めから月の終りまでの固定された就業計画を提示し、その変更があつた場合においてI H A（諸機関労務協約）どおりに五日前に本人に通知すべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 日米地位協定第十二条第五項に基づき、いわゆる間接雇用制度の下で在日米軍基地で働く基地従業員の法的雇用主は日本政府であり、基地従業員の労働条件等については我が国の労働関係諸法令によって規律されるべきであるが、政府としては、現に関係諸法令が遵守されていると考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 基地従業員の雇用関係・労働条件等を規律するM L C（基本労務契約）・I H A（諸機関労務協約）は、我が国の労働関係諸法令の範囲内で締結されるべきと考えるが政府の見解を示されたい。

五 M L C（基本労務契約）・I H A（諸機関労務協約）は、日米地位協定第十二条第五項の「別段の合

意」に該当するかどうか、その根拠を示して見解を明らかにされたい。  
右質問する。